八　地域の面積　一一、五六〇・四二ヘクタール

九　指定の理由

1　請求地域は、三重県亀山市の西部に位置する鈴鹿山脈及び布引山地の森林地域並びに亀山市関宿伝統的建造物群保存地区を含むその周辺地域である。

2　請求地域は、鈴鹿川水系及び中ノ川水系の最上流地域で、そのほぼ全域が亀山市水道水源保護条例に基づく水道水源保護地域及び砂防法（明治三〇年法律第二九号）に基づく砂防指定地に指定されているほか、多くが森林法（昭和二六年法律第二四九号）に基づく水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等に指定されており、水源のかん養、土砂流出災害の防止等を図る上で重要な地域である。また、亀山市の水道水源は、請求地域をかん養源とし、扇状地堆積物の地層を流動する地下水等に依存しているが、当該地層は、地表面に極薄く分布するのみであることから、良質で安定した水源の確保に腐心している状況にある。

3　請求地域の地形は、鈴鹿山脈東側斜面に位置し、三方を標高七〇〇メートル～一〇〇〇メートル級の山々に取り囲まれた急峻な山間部にあり、地域内には鈴鹿川などの河川が流下しており、その付近では山間盆地が発達している。また、本地域の東縁には、「一志断層」が存在し、主に新生代第四紀以降に西側が隆起し、鈴鹿山脈が形成されたと考えられている。

地質は、基盤地質のほとんどが中生代末から新生代初頭に形成された花崗岩類よりなる。花崗岩類は粒度の異なるもの（細粒から粗粒）、成分の異なるもの（花崗岩、花崗閃緑岩）など形成場所や時期の異なる複数の岩体より構成される。特に、鈴鹿山脈の東斜面は、著しく風化の進んだ鈴鹿花崗岩により構成されているため、斜面崩壊が起こりやすい。

4　請求地域には、現在の経済情勢では開発の可能性は低いが、亜炭、石灰岩、長石、けい石の鉱床が賦存している。

これらの鉱物のうち亜炭を対象に請求地域において過去に掘採された実績があり、周辺には稼行中の石灰石鉱山、けい石鉱山等がある。現在、請求地域において稼行している鉱山はないが、石灰石、けい石・長石を対象とする鉱業権がそれぞれ一件、計二件設定されているほか、石灰石・ドロマイトを目的とする鉱業出願が三件、マンガン鉱・けい石を目的とする鉱業出願が一件、計四件の鉱業出願がなされている。

5　指定地域において鉱物の掘採が行われるならば、水源の確保に支障を生じるおそれがあり、また、土砂流出災害の発生のおそれが増大する。

6　以上を総合すると、指定地域において鉱物を掘採することは、鉱種のいかんにかかわらず、この地域の公益性と対比して適当でないと認められるので、この地域を鉱業法第三条に規定する鉱物全部について、鉱区禁止地域に指定する。

○法務省告示第三百五十四号

東京都中野区役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年八月九日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、中野区役所又は東京法務局に照会すること。

平成二十二年七月九日

法務大臣　千葉　景子

東京都中野区新山通二丁目十番地　**蘊原　道雄**

○法務省告示第三百五十五号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに不動産登記規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十二年七月九日

法務大臣　千葉　景子

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十二号）の規定によりその商業登記の事務が和歌山地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の和歌山地方法務局岩出出張所	平成二十二年七月二十六日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十二号）の規定によりその商業登記の事務が津地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の津地方法務局伊勢支局及び伊賀支局	平成二十二年七月二十六日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十二号）の規定によりその商業登記の事務が広島法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の広島法務局三次支局	平成二十二年七月二十六日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十二号）の規定によりその商業登記の事務が山口地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の山口地方法務局宇部支局	平成二十二年七月十二日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十二号）の規定によりその商業登記の事務が静岡地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の静岡地方法務局沼津支局及び熱海出張所	平成二十二年七月十二日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十二号）の規定によりその商業登記の事務が千葉地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の千葉地方法務局船橋支局	平成二十二年七月十二日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十二号）の規定によりその商業登記の事務が奈良地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の奈良地方法務局葛城支局及び五條支局	平成二十二年七月二十六日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十二号）の規定によりその商業登記の事務が松江地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の松江地方法務局及び西郷支局	平成二十二年七月二十六日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十二号）の規定によりその商業登記の事務が益田地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の益田支局	平成二十二年七月二十六日